

平成31年度

東村山市いじめ防止等のための基本的な方針

東村山市教育委員会

策定にあたって

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や各地域、学校において、様々な取組が行われてきました。しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童・生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しています。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、児童・生徒が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが児童・生徒に影響を与えるという指摘もあります。

いじめから一人でも多くの児童・生徒を救うためには、児童・生徒一人一人を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑劣な行為である」、「いじめはどの児童・生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との認識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

平成24年7月以降大きく報道された、滋賀県大津市における中学生の自殺事案を受け、平成25年2月、教育再生実行会議において「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要である」と提言されました。この提言を受け、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月に施行されました。

同法は、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。

文部科学省では、平成25年10月、同法に基づき「いじめ防止基本方針」を策定しました。国の基本方針は、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策に関する蓄積を活かしたいじめ防止等の取組が定められています。

東村山市では、これまでも教育委員会の基本方針の第1に「人権尊重の精神」を掲げ、全ての大人や児童・生徒が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるため人権教育及び自他の生命を尊重するなど心の教育の充実に努めてまいりました。その中では、いじめ問題等への対応についても学校と教育委員会が連携を強化しながら様々な対策を講じてきましたが、平成26年7月に東京都教育委員会において策定された「東京都いじめ防止対策基本方針」を受け、東村山市におけるこれまでの取組を整理し見直すことで、この度「東村山市 いじめ防止等のための基本的な方針」を策定しました。

教育委員会においては、本方針の下、いじめの実態把握とその防止に向けた効果的な対応策について、定期的に点検及び協議をするために「学校生活指導連絡協議会」を設置します。また、重大事態が発生した際には、第三者による「いじめ問題調査委員会」を発足させ、必要な調査を実施し、迅速な対応及び報告を行います。さらには、いじめの未然防止に向けた教員対象の研修会や「いのちとこころの教育」の推進、いじめの早期発見・早期対応に向けた児童・生徒への定期的なアンケート調査など、これまで実施してきた効果的な取組も継続して行います。各学校においても、本方針を受け、「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、「学校いじめ対策委員会」を校内に新たに設置します。また「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた実効的な対策を講じます。

東村山市では、行政と学校、地域、家庭、その他の関係者が連携を図り、「オール東村山（社会総がかり）」で、いじめの根絶に向け、児童・生徒の人権意識をはぐくむことができる仕組みづくりや取組を行ってまいります。

第1 基本的な考え方

1 基本方針策定の意義

「いじめ」は、当該の児童・生徒に深刻な苦痛を与え、時には不登校や自殺などに追い込むこともあるなど、決して許されない行為であり、いじめ問題への対応は学校における重要課題のひとつである。「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」は、東村山市及び東村山市教育委員会が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

2 「いじめ」の定義

この方針において「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「具体的ないじめの態様」

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

（「いじめ防止等のための基本的な方針」文部科学大臣決定より）

3 「いじめ」の禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に永く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、児童・生徒は決していじめを行ってはならない。

4 「いじめ防止」等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心に永く深い傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、早期発見・早期対応を基本とした次のような取組を講じていく。

「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない<<教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>>

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

<<「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>>

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

<<学校教育相談体制の充実>>

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

<<いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成>>

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

<<保護者との信頼関係に基づく対応>>

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する<<地域、関係機関等との連携

(「いじめ総合対策【第2次】上巻 [学校の取組編]」平成29年2月 東京都教育委員会)

なお、上記の六つのポイントを踏まえて、いじめ防止の取組を推進するに当たっては、

- ◆ いじめの件数が多いことをもって、その学校や学級に問題があるという捉え方をしない。
- ◆ いじめの行為の重大性や緊急性（加害の子供の故意性、継続性等を含む。）及びその行為により受けた被害の子供の心身の苦痛の程度等、個々の状況に応じて、解決に向けて適切に対応する必要がある。
- ◆ 行為を受けた子供が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する必要がある。

ことについて、教職員はもとより、保護者、地域、関係機関等から十分な理解を得ておくことが必要がある。

(1) いじめを生まない、許さない学校をつくる

<いじめに関する児童・生徒の理解を深める>

児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組として、「特別の教科 道徳」の授業や児童会・生徒会等による主体的な取組への支援を通じて、児童・生徒がいじめを絶対に許さないことを自覚するように指導する。

(2) 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめの解決に向けた行動を促す

<いじめを受けた児童・生徒を守る>

いじめを受けた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめを受けた児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

<児童・生徒の取組を支える>

周囲の児童・生徒が、いじめについて知っていながらも「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を支援するとともに、勇気をもって教員等に伝えた児童・生徒を守り通す。

(3) 教員の指導力を向上させ、組織的に対応する

<学校一丸となって取り組む>

いじめに適切に対応できるようにするため、教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教員個人が対応するのではなく、いじめを認識した時点で、すぐに情報を共有し、学校全体による組織的な対応を行う。

<社会総がかりで取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む。

第2 具体的な取組

1 東村山市教育委員会における取組

(1) いじめ防止及び対応のための協議、報告、組織等の設置

○学校いじめ防止基本方針への指導・助言等

学校から提出される「学校いじめ防止基本方針」の内容等を確認し、必要に応じた指導・助言を行うとともに、他校の効果的な実践紹介などを校長会定例会・副校長会定例会・生活指導主任会等を通して行う。

○学校生活指導連絡協議会

実態把握と防止に向けた効果的な対策等について、定期的に情報交換及び協議をするために「学校生活指導連絡協議会」を東村山市教育委員会指導室の主催で開催する。「学校生活指導連絡協議会」は年間2回程度（夏季休業日前・冬季休業日前）定期的に開催し（必要に応じて臨時開催することもある）、いじめ問題を含む児童・生徒の生活指導に関わる事案等について生活指導担当管理職を含めた関係機関のメンバーで情報交換等を行い、東村山市立小・中学校における生活指導上の問題の未然防止・早期対応に努める。

東村山市いじめ防止等のための基本的な方針について、学校生活指導連絡協議会で意見集約したものを参考にして、教育委員会にてその内容及び取組について協議する。

<構成メンバー>

- ・教育部次長（学校教育担当）
- ・東村山警察生活安全課 少年係長
- ・東村山警察生活安全課 少年係スクールサポーター（2名）
- ・東村山市立中学校長（1名：生活指導担当）
- ・東村山市立小学校長（1名：生活指導担当）
- ・子ども家庭支援センター長
- ・子ども・教育支援課長
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・指導室 統括指導主事
- ・指導室 指導主事（1名）

○青少年問題連絡協議会への報告

学校におけるいじめの実態や、学校及び東村山市教育委員会におけるいじめ防止に関する取組、対応策等について青少年問題連絡協議会に定期的（年間1～2回程度）に報告する。青少年問題連絡協議会からの意見等を参考に、取組や対応策等について見直し・検討を行う。

○いじめ問題調査委員会の設置

重大事態が発生した際には、教育長は必要に応じて第三者を含めた「いじめ問題調査委員会」を発足させ、該当事案に関する調査を実施する。（重大事態が発生しない場合においても定期的（年1回程度）に開催する。）なお、「いじめ問題調査委員会」の構成は次の通りとする。

<委員会の構成>

- ・小・中学校教員経験者 各1名
- ・臨床心理士 1名（東村山市特別支援教育専門家チームより）
- ・小児科医 1名（東村山市特別支援教育専門家チームより）
- ・保護者代表 1名

「いじめ問題調査委員会」は、調査結果を教育長に報告する。教育長は「いじめ問題調査委員会」の報告を踏まえ、その結果に基づき対応策を講じる。なお本方針において重大事態とは次のことを想定しており、重大事態か否かの判断は教育委員会が行う。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第28条 参考）

いじめ防止対策推進法 第28条 第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめ防止等に関する具体的な取組

①未然に防ぐために

- 若手教員から管理職の職層ごとの研修会や全校への教育委員会による定例訪問、教育委員会主催の各種委員会・連絡会等において、「いじめ防止等に関する研修会」、「児童・生徒の自尊感情・自己有用感を高めるための研修会」、「インターネットを通じて行われるいじめを防止するための情報モラル教育」や「SOSの出し方に関する研修会」等を行い、教職員の指導力向上を図るとともに、全ての学校で、「いじめに関する研修」を年間3回以上実施するよう指導・助言を行う。
- 2月1日から7日までを「東村山市いのちとこころの教育週間」として設定し、市立全小・中学校でいじめ防止や生命尊重等をテーマにした学習や講演会等を行う。
- 市立全中学校の生徒会を対象にした「生徒会サミット」を実施し、いじめや人間関係形成に関するテーマで話し合う機会を設けることで、各学校において生徒会を核とした生徒間によるいじめ防止に関する理解・啓発を図る。
- 東京都教育委員会が策定した「SNS東京ルール」を踏まえて、「SNS学校ルール」や「SNS家庭ルール」づくりに関する取組への指導・助言を行う。
- 子ども相談員や指導主事を適宜学校に派遣し、児童・生徒のいじめに関する実態を把握するとともに、学校の対応への支援を行う。

②早期に発見するために

- 教育委員会による定例訪問、教育委員会主催の各種委員会・連絡会等において、「いじめ防止等に関する研修会」等を行い、教職員に対して「いじめ」の定義を正しく理解し、初期段階でいじめに気付けるようにする。
- 市立小・中学校全ての児童・生徒に対して定期的にアンケート調査（年間3回以上）を実施及び分析、保存（実施年度の末より5年間）したり、学級担任等による個別面談、悩み相談等を行ったり、学期初め等に「いじめ発見のチェックシート」（いじめ総合対策【第2次】東京都教育委員会 平成29年2月）を活用するなど、児童・生徒の抱える問題の早期発見に努めるよう学校に対して必要に応じた指導・助言を行う。
- 市立全小・中学校において、スクールカウンセラーによる小学校5年生及び中学校1年生を対象とした全員面談等を実施するとともに、各学級の実態に応じて他学年の児童・生徒への面談等も実施し、児童・生徒の抱える問題の早期発見に努める。
- 「市長へのメール」や「市長への手紙」、子ども相談室、指導室などの窓口を通して、保護者や地域、児童・生徒からのいじめに関する情報を把握する体制を整える。
- 学校だけでなく、児童館や学童クラブ等からも情報を把握できるよう、関係各課が連携し早期発見に努める。
- 理由が明確でない欠席については、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」（平成28年10月）を活用し、いじめの有無について対応する。
- 各学校において、毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が0であった場合には、児童・生徒や保護者向

けに公表し検証を仰ぐなど、認知漏れがないか確認するよう指導・助言を行う。

- いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害の児童・生徒の力関係の差等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないよう指導・助言を行う。

③迅速に対応するために

- 各学校の「学校いじめ基本方針」や、いじめに関する研修会等を通して、学校の対応方法等を事前に確認し、迅速且つ的確に対応できるよう指導・助言を行う。
- いじめの重大性、緊急性に応じて、生活指導主任会の月例報告及び認知時の報告を徹底する。
- 学校との連携を密に行いながら、関係機関と連携して対応する。
- 被害を受けている児童・生徒の安全を確保するとともに、必要に応じてストレスや不安解消等の対応をするよう指導・助言を行う。
- 加害の児童・生徒に対して、教職員による単発的な指導にとどまらないよう、発達段階やいじめの行為を行う背景に配慮しながら組織的・計画的に対応するよう指導・助言を行う。
- 学校から報告を受けたいじめ等の内容及び重大性、緊急性に応じて、子ども相談員等の心理の専門家や指導主事を派遣したり、保護者会やPTA役員会等を開催・支援の依頼をしたりするなど、被害を深刻化させないよう学校及び児童・生徒を支援する。
- 青少年問題連絡協議会では、アンケート等によるいじめ実態調査の結果や学校及び担当所管（指導室、子ども・教育支援課等）の対応について報告し、意見等を聴取する。
- いじめの解消を判断する際には、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（3か月を目安）継続しているか検証するとともに、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で校長が判断するよう指導・助言を行う。

④重大事態発生時

- 全ての学校で、年間3回以上実施する「いじめに関する研修」のうち、1回以上、「重大事態」の定義と、「いじめ防止等のための基本的な方針」の内容を確認し、理解を深めるようにする。
- 重大事態への対処に当たっては、被害の児童・生徒の安全確保及び不安解消に努めるとともに、保護者への対応方針及び対応経過の説明を行うなど、理解を得られるよう指導・助言を行う。
- 重大事態の内容に応じて、医療機関や警察、教育支援センター（適応指導教室）、心理や福祉等の関係機関と連携し、いじめの解消及び学校復帰のための支援を行う。
- 東村山市教育委員会事務局において「重大事態である」と認められたときには、教育長は市長にその旨を報告するとともに「いじめ問題調査委員会」を設置し調査を行う。
- 「いじめ問題調査委員会」は、事実確認・経緯・対応の実際等について調査を行うとともにその結果を報告書にまとめ、教育長に報告を行う。
- 教育長は報告をもとに、学校及び担当所管（指導室、子ども・教育支援課等）に対応等について指示する。
- 市長は再調査を行う必要があると認めるときには、「いじめ問題調査委員会」とは別の調査組織を設け、再調査を行う。（いじめ防止対策推進法 第30条）

いじめ防止対策推進法第30条

地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行うなどの方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

⑤その他

○生活指導主任会等を通して、各学校のいじめ防止に関する取組について情報を交換し、効果的な取組については、実態に合わせて各学校で取り入れるよう指導・助言する。

(3) 検証と改善

本方針は、一定期間ごとに教育委員会においてその内容及び取組等を協議し、改善を図ることとする。

2 学校における取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「いじめ防止対策推進法」、「東京都いじめ防止対策基本方針」及び「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」等を参酌し、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定めなくてはならない。

(2) 組織等の設置

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織（学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム等）を置く。（いじめ防止対策推進法 第22条）

(3) 学校における「学校いじめ防止基本方針」について

学校は、東村山市教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に4つの段階の取組例を示す。（各学校の具体的な取組については、「東村山市立学校 学校いじめ防止基本方針」参照）

①未然防止のための取組

「四つの段階に応じた具体的な取組」

1 未然防止

- (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2) 教員の意識向上と組織的対応の徹底
(3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
(5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
（いじめ総合対策【第2次】上巻「学校の取組編」平成29年2月 東京都教育委員会）

- ・ 道徳教育、人権教育の充実
- ・ 「いじめに関する授業」（「特別の教科 道徳」、学級活動等）の実施（年間3回以上）
- ・ 授業規律の共通化
- ・ 分かる授業づくり
- ・ 教職員の「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- ・ いじめに関する校内研修を年間3回以上実施（うち1回以上は「重大事態」の定義の理解について実施）
- ・ いじめ撲滅に向けた児童会・生徒会等の取組への支援
- ・ 弁護士等を活用した法教育の実施
- ・ 自尊感情、自己肯定感を高める取組（「居場所づくり」と「きずなづくり」）
- ・ 他者との協働を通じた学級や学校、地域、社会の一員としての自覚を育成
- ・ いじめ防止に関する年間計画の作成
- ・ 「学校いじめ対策委員会」の設置
- ・ 「学校サポートチーム」の活用
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載するとともに、「学校便り」等を活用した内容の周知と、学校評価による検証と見直し

- ・東村山市中学校生徒会サミットにて作成した「いじめ防止宣言」及び「生徒が作ったインターネット等の利用に関する共通ルール」や「SNS東京ルール」を基にした「学校のルール」の掲示
- ・「SNS東京ノート」等を活用し、インターネットを通じて行われるいじめについて考える情報モラル教育の推進
- ・身近な大人や友達に相談できることを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」の推進、及び全ての教職員がいつでも相談に応じる体制の構築
- ・保護者への理解啓発と日常的に情報を共有できる体制の構築

②早期発見のための取組

「四つの段階に応じた具体的な取組」

2 早期発見

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
- (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知
- (3) 全ての教職員による子供の状況把握
- (4) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

(「いじめ総合対策【第2次】上巻[学校の取組編]」平成29年2月 東京都教育委員会)

- ・教職員の「いじめ」の定義を確認し、いじめの定義を限定して解釈しないよう共通理解の徹底
- ・出欠確認時の観察及び声掛け
- ・教員間による情報の共有
- ・校内巡回等を通じた子供の観察
- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた子供の状況観察
- ・「いじめ発見のためのアンケート」(「生活意識調査」)の年間3回以上の実施・分析・保管
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析
- ・「いじめ実態調査」を活用した継続的な支援
- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施(小学校5年、中学校1年対象)
- ・定期的な担任等による二者面談の実施(年間3回程度)
- ・いじめに関する情報等の管理(ファイリング等)
- ・学校だよりや保護者会等の積極的な活用による、いじめ等に関する情報の早期把握
- ・定期的な外部相談機関等の周知・活用法の指導
- ・保護者相談の実施
- ・児童館や学童クラブ等の連携による情報共有
- ・理由が明確でない欠席については、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」(平成28年10月)を活用し、いじめが疑われる事案への迅速な対応
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が0であった場合には、児童・生徒や保護者向けにHPや学校便り等で公表し検証を仰ぐなど、認知漏れの有無の確認

③早期対応のための取組

「四つの段階に応じた具体的な取組」

3 早期対応

- (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
 - (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
 - (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた対応
 - (4) 重大事態につながらないようにするための対応
 - (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援
- (「いじめ総合対策【第2次】上巻 [学校の取組編]」平成29年2月 東京都教育委員会)

ア 初期対応の取組

- ・いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応
- ・学校いじめ対策委員会を早急に開催し、対応策を検討(状況の正確な把握、教職員の役割分担の明確化)
- ・インターネットを通じて、いじめが行われていることが確認された場合は、直ちに指導に当たるとともに、保護者と連携して、通信の手段に応じてその内容の拡散防止と削除を徹底

イ 被害児童・生徒への取組

- ・いじめを受けた児童・生徒の安全確保及び不安解消
- ・いじめを受けた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・保護者への支援・助言
- ・いじめの行為が解消した後も、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、注意深く観察するなど、対応を継続

ウ 加害児童・生徒への取組

- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童・生徒を指導
- ・保護者への支援・助言
- ・加害児童・生徒の発達段階や家庭環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、継続的な指導の充実

エ 周囲の児童・生徒への取組

- ・いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保
- ・いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組

オ その他(学校サポートチームとの連携、教育委員会・関係機関との連携、保護者・地域との連携等)

- ・保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有
- ・関係機関や専門家等との相談・連携
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については東村山警察と連携
- ・いじめに係る行為が見られなくなってから、3か月程度経過観察した後、いじめ解消を判断

④重大事態への対処

「四つの段階に応じた具体的な取組」

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態発生の判断
- (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援
- (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援
- (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告

(「いじめ総合対策【第2次】上巻 [学校の取組編]」平成29年2月 東京都教育委員会)

- ・東村山市教育委員会への報告・連携（被害児童・生徒の氏名・学年・性別、欠席期間・その他児童・生徒の状況、児童・生徒またはその保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容）
- ・必要に応じた東村山警察への相談や通報、児童相談所、医療機関、その他関係機関等との連携
- ・被害の児童・生徒に対して、緊急避難措置等について検討・実施
- ・複数の教員による被害児童・生徒の保護や情報共有の徹底
- ・加害児童・生徒やその保護者も含めた指導・支援の検討・実施
- ・調査を行ったときには、対象児童・生徒とその保護者及びいじめを行った児童・生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携した指導の実施
- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書ともに、実施年度末より5年間保管

上記の取組を行うに当たっては、幼稚園・保育所と小学校、小・中学校間における情報や対応等の連携を図るとともに、関係機関との連携を図りながら進めることを基本とする。

(4) 検証と改善

「学校いじめ防止基本方針」は、一定期間ごと（例：年度末）にその取組を検証し、改善を図ることが必要である。そのため、学校は検証や改善の時期や方法等について明らかにする。

東村山市立中学校生徒会サミットにおける取組

いじめ防止宣言（平成26年12月26日作成）

- いじめを生まないために～一人一人が意識して取り組むこと～
 - ・私たちは、言葉の重みを考えます。
 - ・私たちは、いじめから目をそらさず、仲間を守るために行動します。
 - ・私たちは、温かい心でお互いを尊重し合い、相手のよさに気付きます。
 - ・私たちは、ひとりひとりの個性や特徴を認め合い、人間関係を築きます。
- いじめを許さないために～学校全体で取り組むこと～
 - ・私たちは、挨拶や言葉を通して仲間の輪（信頼関係）を広げます。
 - ・私たちは、何でも相談し合える人間関係を築きます。
 - ・私たちは、思いを共有し合える環境づくりに努めます。
- 私たちの考える「いじめを生まない、許さない学校」をイメージする漢字
 - 東村山第一中学校「想」
 - 東村山第二中学校「想」
 - 東村山第三中学校「和」
 - 東村山第四中学校「互」
 - 東村山第五中学校「尊」
 - 東村山第六中学校「育」
 - 東村山第七中学校「和」

インターネット等の利用に関する「共通ルール」（平成27年12月24日作成）

- 社会のルール
 - ・第三者に見られているという怖さを知り、自分や家族、友達の情報を守ります。
- 家庭のルール
 - ・保護者と相談し、使用時間を決めます。
 - ・フィルタリングのかかったインターネットを使用します。
- 思いやりのルール
 - ・大切なことは直接会って伝えます。
 - ・相手の気持ちを考え、自分の言葉に責任をもちます。

SNS東京ルール

- ①一日の利用時間と終了時刻を決めて使おう。
- ②自宅でスマホを使わない日をつくろう。
- ③必ずフィルタリングを付けて利用しよう。
- ④自分や他者の個人情報を書けないようにしよう。
- ⑤送信前には、相手の気持ちを考えて読み返そう。